

コンプライアンス関連

Presented by 振興センター
2023年度

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3
TEL : 043-202-5367 FAX : 043-202-5368
E-mai : center@jusan-kassei.or.jp

2005年に厚生労働省が農林水産省と合同で策定した「食品
期限表示の設定のためのガイドライン」では「客観的な項目
(指標)に基づき、期限を設定する必要がある」としています。

賞味期限検査のご案内

昨今、原材料や水光熱費の値上げが相次ぎ、食品製造に取り組まれている事業所の皆様方におかれましては厳しい状況が続いているかと思えます。原材料費等の値上げはそのまま工賃（賃金）に影響があることから物価高騰対策には資源を無駄にしないものづくりの視点が重要です。

その対策として【賞味期限の延長】についてご提案させていただきます。賞味期限は福祉事業所の職員等が官能検査だけで「なんとなく」設定しているケースが多く、賞味期限を短く設定する傾向があります。実際に県内にてこの検査を実施して賞味期限を延長して製造販売に取り組まれた福祉事業所の方もいます。

この機会にぜひ賞味期限設定試験についてご検討ください。

■対象：千葉県内の障害福祉事業所が製造する製品

■検査料：会員事業所 1検体につき 48,000円（税抜）～
非会員事業所 1検体につき 52,000円（税抜）～

■申込の流れ：

- ① 裏面の「見積依頼・お問い合わせシート」に御記入の上、振興センターにFAX
- ② 振興センターから、振興センターの『受理印』、『依頼書No.』、『受付スタンプ』が押印された「見積依頼・お問い合わせシート」を振興センターからメールもしくはファックスにて送信します。
- ③ 数日後、振興センターから「見積書・検査依頼書」を提出します。ご確認の上、「検査申込書」に必要事項を記載し、メールもしくはファックスにて送信願います。「検査申込書」を受理しましたら、検体の送付方法等をお伝えします。

※上記検査料は賞味期限の希望が3か月の場合の料金となっております。

- ④ 検査終了後、報告書を振興センターから受け取り、同封されている請求書をご確認の上、振興センターに支払

■検査申込先：一般社団法人大授

■検体送付先：株式会社江東微生物研究所

■検査内容：微生物試験（一般生菌数、大腸菌群、大腸菌、食中毒菌等）
理化学試験（pH、酸化、過酸化物価、水分等）
官能検査（外観、色、におい、風味等）

* 振興センターにメールもしくはファックスした際、振興センターから3営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが電話（043-202-5367）にて連絡くださいますようお願い申し上げます。

■問い合わせ先：特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

（電話）043-202-5367 （FAX）043-202-5368 担当：国府田、緒方